

第一種動物取扱業の新規申請、または、第二種動物取扱業の

新規届出をお考えの皆様へ

標記の事業にお使いとなる建物について、建築基準法等の規定により店舗や事務所、畜舎といった使用に制限がかかる場合があり、事業所や飼養施設として使用できない場合があります。

また、地域により一定数以上の動物（以下参照）を取扱うには、動物取扱業のほか、一定の要件を満たして化製場等に関する法律による「動物の飼養又は収容の許可」の取得が必要な場合があります。

動物管理センター（アニマル仙台）ではこれらに関する確認はできません。

新規の申請または届出をお考えの場合は、事前に各区役所の担当課へ事業を予定している場所の地図など、必要な資料を持ってお訪ねいただき、ご確認くださるようお願いいたします。

○飼養又は収容の許可を必要とする動物および数

牛、馬、豚：1頭以上 めん羊、ヤギ：4頭以上 犬：10頭以上
鶏：100羽以上 あひる：50羽以上

- 建築基準法等の確認について ：各区役所の街並み形成課
- 化製場等に関する確認について ：各区役所の衛生課

○問い合わせ先(代表)

青葉区役所	022-225-7211	宮城野区役所	022-291-2111
若林区役所	022-282-1111	太白区役所	022-247-1111
泉区役所	022-372-3111		

仙台市動物管理センター

TEL：022-258-1626